

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二條第二項の規定に基づき、昭和三十七年二月定例県議会で、三月二十四日認定の議決を経た昭和三十五年度鳥取県一般会計歳入歳出決算及び昭和三十五年度災害救助基金特別会計ほか十一特別会計歳入歳出決算を、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇告示 昭和三十五年度鳥取県歳入歳出決算
- ◇公告 二級技能検定試験の実施
- 二級技能検定合格者の発表

告 示

昭和35年度決算の状況は、別表に示すとおり、一般会計予算額11億6,500万余円に対し、歳入決算額は、111億8,086万余円であり、また、歳出決算額は、107億3,026万余円で歳入歳出差引残額4億5,061万余円の剰余となり、これを翌年度に繰越しました。

特に本年度は、伊勢湾台風の災害復旧措置が相当額にのぼったこと及び本県の後進性打開のための施策をかなり積極的に執行したほか、人事院勧告による職員給与改定に伴う給与費に相当額を要したこと等で、決算額が未曾有の100億の大口を突破したにもかかわらず、その収支状況が好転したことは、

- 1 経済界の著しい好況持続が地方税に反映され、地方税において相当額の自然増収があったことと、地方交付税に
おいても補正措置が講ぜられたことによつて、かなりの追加交付があったこと。

2 伊勢湾台風による災害復旧措置は、第2年度にあたるため非常に多額の復旧費を必要としたが、本災害に対する国の助成措置によって、県の財政負担がかなり軽減したと。

3 地方交付税の配分を通じ、貧弱団体に對しかなりの財源附与が行われたこと。等によるほか、内にあつても、年度当初から極力消費的経費の抑制につとめ、財政構造の合理化に努力を払うこと。また、健全財政の方針を堅持して後進性打削に必要な経費を措置したこと等に起因したものと考えられます。

次に、特別会計については、災害救助基金会計ほか、11会計の歳入決算額4億6,827万余円に對し、歳出決算額は、5億283万余円で差引3,455万余円の赤字となりましたが、これは県立中央病院会計において4,684万余円の歳入不足額を他会計の黒字で賄つた結果によるもので、この不足額は翌年度歳入より繰上充用して決算を行ない、その他の会計においては、大体健全な運営を行なつてきました。

なお、この会計のうち、本年度新たに財政調整積立金会計を設け、34年度決算剰余金のうち1億5,300万円を積立し、今後の財政調整資金として備蓄しました。

昭和35年度鳥取県一般会計歳入歳出決算

1 歳 入

科 目	予 算 額	決 算 額	予算額に比し増減	予算額に対する 決算比率
1 県 税	949,686,000	1,027,854,447	78,168,447	108.25%
2 地 方 譲 与 税	307,376,000	358,517,290	51,141,290	116.64%
3 地 方 交 付 税	3,299,540,000	3,451,612,000	152,072,000	104.61%

4 公企業及財産収入	130,249,000	148,789,511	18,540,511	114.23%
5 分担金及負担金	133,215,000	124,881,843	△ 8,333,157	93.74%
6 使用料及手数料	303,336,000	309,102,486	5,766,486	101.90%
7 国庫支出金	4,479,803,000	4,350,365,761	△ 129,437,239	97.11%
8 寄 附 金	52,306,000	59,473,085	7,167,085	113.70%
9 繰 入 金	103,000	102,729	△ 271	99.74%
10 繰 越 金	342,323,000	343,331,059	1,008,059	100.29%
11 雑 収 入	248,066,000	404,835,621	156,769,621	163.20%
12 雑 入 債 償 計	919,000,000	602,000,000	△ 317,000,000	65.51%
歳 入 合 計	11,165,003,000	11,180,865,832	15,862,832	100.50%

2 歳 出

科 目	予 算 額	決 算 額		総 費 次 額	不 用 額	予算額に 對する決 算比率
		支 出 額	翌 年 度 繰 越 額			
1 議 會 費	53,416,000	53,152,873		53,152,873	263,127	99.51%
2 県 庁 費	1,016,723,000	1,003,648,349		1,003,648,349	13,074,651	98.71%
3 警 察 消 防 費	407,842,000	397,309,719		397,309,719	10,532,281	97.42%
4 土 木 費	2,947,405,771	2,864,810,400	76,281,000	2,941,091,400	6,314,371	99.79%

5	教育費	2,869,526,000	2,822,530,928	13,046,000	2,835,576,928		33,959,072	98.82
6	社会及労働施設費	637,185,000	454,467,940		454,467,940		182,717,060	71.32
7	保健衛生費	137,624,000	134,831,864		134,831,864		2,792,136	97.97
8	産業経済費	1,872,532,976	1,765,530,876	37,577,000	1,803,107,876		69,425,100	96.29
9	財産費	295,791,000	213,876,624	20,000,000	233,876,624	61,569,993	344,383	79.07
10	統計調査費	16,793,000	16,541,850		16,541,850		251,150	98.50
11	選考費	20,793,000	20,423,392		20,423,392		396,608	98.22
12	公債費	620,164,000	583,604,040		583,604,040		36,559,960	94.10
13	諸支金	262,790,000	251,435,814	1,187,000	252,622,814		10,167,186	96.13
14	予備費	6,407,253	0		0		6,407,253	—
	歳入歳出差引残額	11,165,003,000	10,582,164,669	148,091,000	10,730,255,669	61,569,993	373,177,336	96.11
		450,610,163						

昭和35年度特別会計歳入歳出決算

会計	計	名	予	算	額	収入	決算	額	支出	決算	額	収入	支出	残	備	考
災害救助基金			4,966,000		3,903,863	3,903,792		71								
母子福祉資金貸付事業費			14,398,000		17,135,719	14,377,333		2,758,386								
学校生徒奨励資金			325,000		328,801	13,900		314,901								

県立学校実習費	20,280,000	19,448,180	17,216,544	2,231,636			
印刷事業費	8,658,000	8,826,606	7,561,984	1,264,622			
用品調達事業費	40,102,000	36,986,276	34,299,613	2,686,663			
畜牛増殖奨励事業費	1,501,000	1,127,896	1,115,785	12,111			
県有牛貸付事業費	963,000	1,028,539	960,265	68,274			
県立中央病院事業費	245,799,976	180,327,972	227,177,806	46,849,834			
農業改良資金貸付事業費	25,842,000	25,777,289	23,136,141	2,641,148			
中小企業振興資金助成事業費	21,231,000	20,385,000	20,070,000	315,000			
財政調整積立金	153,000,000	153,000,000	153,000,000	0			
合	537,065,976	468,276,141	502,833,163	34,557,022			

不足額4,849,834円は翌年度歳入をもつて補てんした

公告

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十五

五条及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十九号)第二条の規定により、昭和三十七年度の二級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 検定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について第一次試験及び第二次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

検定職種	板金工	第一 実技 技能要素	第二 学科 1 板金工作法 2 材料 3 製材 4 安全作業法	第一次試験	第二次試験
	建築大工	一 実技 技能要素	二 学科 1 建築構造 2 規矩術 3 施行法 4 材料 5 材料強弱 6 製材 7 関係法規	実技 大工作業	実技 左官作業

検定職種	左官	一 実技 技能要素	二 学科 1 施行法 2 材料 3 意匠図案 4 建築構造 5 製材 6 関係法規 7 安全作業法	試験の区分	試験の実施期日
	建具工	一 実技 技能要素	二 学科 1 工作法 2 材料 3 建築大意 4 設計及び製図 5 安全作業法	試験の区分	試験の実施期日

検定職種	板金工	第一次試験	昭和三十七年七月二十二日(日)午 前九時から午後五時まで
	左官	第二次試験	昭和三十七年九月二十二日(土)か 昭和三十七年十一月三十日(金) までの間において指定する日

検定職種	板金工	第一次試験	鳥取市、倉吉市、米子市
	左官	第二次試験	鳥取市、倉吉市、米子市
	建具工	第二次試験	鳥取市、倉吉市、米子市

三 試験の実施場所

試験の区分及び試験の実施場所

四 受検資格

1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。

- (イ) 公共職業訓練又は認定職業訓練(旧職業補導又は旧技能者養成等を含む。)修了者で次に掲げるもの
- イ 検定職種に關し、基礎的な技能に關する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準

- がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- ロ 検定職種に關し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- ハ 検定職種に關し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- ニ 検定職種に關し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- ホ 検定職種に關し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第百三十一号)による技能者の養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- (ニ) 実務経験者で次に掲げるもの

検定職種に關して七年以上の実務の経験を有するもの

㊦ 大学、短期大学又は旧専門学校卒業後で次に掲げるもの

イ 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において検定職種に關する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

四 高等学校、旧中等学校等の卒業後で次に掲げるもの
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

による高等学校の専攻科において検定職種に關する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校(修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)において検定職種に關する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に關する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に關しその後四年以上の実務

の経験を有するもの

㊦ その他の者で次に掲げるもの

イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの
ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 第二次試験は、第一次試験の合格者と第一次試験の全部免除を受けた者に限り受験することができる。

五 試験の免除

1 第一次試験の全部免除

昭和三十六年度の二級技能検定の第一次試験に合格した者であつて、同一検定職種の二級の技能検定を受験するものは、昭和三十七年度の二級技能検定の当該検定職種に係る第一次試験の全部の免除を受けることができる。

2 第一次試験の一部免除

次の各号の一に該当する者は、第一次試験のうち学科試験の免除を受けることができる。

㊦ 職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者で、当該免許職種に相当する検定職種の技能検定を受けるもの

㊦ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士試験若しくは二級建築士試験に合格した者又は一級建築士若しくは二級建築士の免許を受けた者で、検定職種建築大工の技能検定を受けるもの

六 受験の申請等の手続

1 受験申請書類

㊦ 第一次試験

イ 二級技能検定第一次試験受験申請書

ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資格があることを証する書面

(二) 第二次試験

二級技能検定第二次試験受験申請書
2 第一次試験の全部免除の申請

第一次試験の全部の免除を受けようとする者は、二級技能検定第一次試験全部免除申請書に、前回の二級の技能検定において第一次試験に合格したことを証する書面(合格通知書)を添付して提出しなければならない。

3 受験申請書等の提出先

区分	提出先
第一次試験受験申請書及び第一次試験全部免除申請書	鳥取市本町三丁目 鳥取県商工会館別館内 鳥取県商工労働部職業安定課
第二次試験受験申請書	鳥取市東町一丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

4 受験申請書の受付期間

区分	受付期間
第一次試験受験申請書及び第二次試験全部免除申請書	昭和三十七年六月一日(金)から昭和三十七年六月三十日(水)まで

5 受験申請書等に関する注意

(一) 受験申請書及び第一次試験全部免除申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課又は職業訓練所及び関係同業組合で交付する。用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書用紙請求」というように朱書し、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。

(二) 受験申請書又は第一次試験全部免除申請書を郵送する場合には、書留郵便にし、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」というように朱書し、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。なお、郵送による受験申請書又は第一次試験全部免除申請書は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。

第二次試験受験申請書

昭和三十七年九月一日(土)から昭和三十七年九月十五日(土)まで

七 検定手数料

1 手数料の額

検定職種	第一次試験の手数料	第二次試験の手数料
板金工	四百円	七百元
建築大工	四百円	千円
左官	四百円	千参百円
建具工	四百円	千参百円

2 手数料の納付方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に、前表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはつて納付する。その際収入証紙に消印しないこと。

なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

八 合格等の通知

1 第一次試験合格者に対する通知

第一次試験合格者に対しては、昭和三十七年八月下旬に書面で通知する。

2 第一次試験の全部免除者に対する通知

第一次試験の全部を免除する者に対しては、書面で通知する。

3 技能検定合格者に対する通知

技能検定合格者に対する合格通知は、昭和三十八年二月中旬に合格証明書を交付して行なう。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせること。

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十五條及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十九号)第二條の規定により実施した昭和三十六年度の二級の技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家 具 工	建 具 工	檢 定 職 種
訓鳥 取 練 總 合 職 業 所	訓米 子 練 職 業 所	訓鳥 取 練 總 合 職 業 所
河春 上井 正 義	大川 谷本 辰富 巳	加西 藤岡 昭 夫 実
松平 本井 照義 美	宇津 宮久 雄	窪小 田山 一正 正
		合 格 者 氏 名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発
行
者
鳥
取
県
鳥
取
市
東
町
一
丁
目
 刷
所
鳥
取
県
鳥
取
市
栗
谷
町
 一
部
月
極
二
五
〇
円
 (配
送
料
共)
 所 県